

品川区災害弔慰金等支給審査委員の委嘱および 品川区パートナーシップ弔慰金の支給に関する要綱の制定について

1 趣旨

発災時に円滑に弔慰金等を支給できる体制を整えるため、「品川区災害弔慰金の支給等に関する条例」の改正および審査委員会の設置を行い、審査委員の委嘱を行う。

また、「災害弔慰金の支給に関する法律」（以下「法律」という。）で定める遺族において、災害弔慰金を受給する者がいない場合に限り、同性パートナーへ災害弔慰金を支給できるよう「品川区パートナーシップ弔慰金の支給に関する要綱」（以下「要綱」という。）を制定する。

2 審査委員の委嘱

(1) 審査委員

医師2人、弁護士3人、品川区防災まちづくり部長

(2) 任期

2年以内とし、再任は妨げない。

(3) スケジュール

9月1日 委嘱

3 要綱の制定【要綱（案）は別添のとおり】

(1) 目的

「品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を実現するための条例」の趣旨を踏まえ、パートナーシップ関係の相手方への災害弔慰金の支給に関して必要な事項を定める。

(2) 支給対象者

災害により死亡した区民の死亡当時、以下の要件を満たすパートナーシップ関係の相手方とする。

【要件】

東京都のパートナーシップ宣誓を行っていること。

※ただし、死亡した区民の遺族に法律に基づいて災害弔慰金が支給されている場合、同性パートナーへは支給しない。

(3) 支給額

法律で定める支給額と同額。

- ・生計維持者が死亡した場合 500万円
- ・その他の者が死亡した場合 250万円

(4) スケジュール

10月1日 要綱制定、公表

品川区パートナーシップ弔慰金の支給に関する要綱（案）

制定 令和7年 月 日 区長決定
要綱第 号

（目的）

第1条 この要綱は、品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を実現するための条例（令和6年品川区条例第6号）の趣旨に基づき、災害に起因して死亡した区民のパートナーシップ関係の相手方への弔慰金（以下「パートナーシップ弔慰金」という。）の支給に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 区民 災害により被害を受けた当時、品川区の区域内に住所を有した者をいう。
- (3) パートナーシップ関係の相手方 その区民と性別が戸籍上同一である者であって、当該区民との関係が婚姻関係と同様の事情にあると認めるものをいう。

2 前項各号に規定するもののほか、この要綱において使用する用語の意義は、品川区災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年品川区区条例第36号。以下「条例」という。）および品川区災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和49年品川区規則第41号）で使用する用語の例による。

（支給対象者）

第3条 パートナーシップ弔慰金の支給を受けることができる者（以下「支給対象者」という。）は、災害により死亡した区民（災害関連死であると区長が認めた者を含む。）と、東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成30年東京都条例第93号）第7条の2および東京都パートナーシップ宣誓制度に関する規則（令和4年東京都規則第153号。以下「東京都パートナーシップ規則」という。）に基づくパートナーシップ宣誓を行い、かつ、宣誓のときから死亡当時までの間継続して宣誓の要件が満たされているパートナーシップ関係の相手方とする。

（支給の制限）

第4条 パートナーシップ弔慰金は、次の各号のいずれかに該当する場合には、支給しない。

- (1) その区民の死亡が、当該区民の故意または重大な過失により生じたものである場合
- (2) 死亡した区民の条例第4条に規定する遺族に条例第3条に規定する災害弔慰金が支給されている場合
- (3) 前号に掲げるもののほか、区長が支給を不相当と認めた場合

（パートナーシップ弔慰金支給額）

第5条 災害により死亡した区民1人当たりのパートナーシップ弔慰金の額は、当該区民が死亡当時においてその死亡に関し、パートナーシップ弔慰金を受けることができるこ

ととなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。

(パートナーシップ弔慰金の支給申請)

第6条 区長は、パートナーシップ弔慰金の支給を受けようとする支給対象者に、次に掲げる書類を添付した品川区パートナーシップ弔慰金支給申請書兼誓約書(第1号様式。以下「申請書兼誓約書」という。)により申請させるものとする。

- (1) 東京都パートナーシップ規則第5条に基づく東京都パートナーシップ宣誓制度受理証明書の写し
- (2) 申請者の本人確認書類
- (3) 生計を主として維持していた事の実態関係を証する書類の写し(当該死亡した区民が死亡当時において申請者の生計を主として維持していた場合に該当するものとして当該申請がされる場合に限る。)
- (4) 死亡診断書等の死亡した区民の死亡の事実を証明する書類写し
- (5) 品川区の区域外で死亡した場合は、死亡地の官公署の発行する被災証明書の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認める書類
(支給の手続き)

第7条 区長は、前条の規定による申請書兼誓約書の提出があったときは、次に掲げる事項について調査するものとする。

- (1) 死亡者の氏名、性別、生年月日および死亡当時における住所
- (2) 死亡の年月日およびその状況(災害との因果関係に係る調査を含む。)
- (3) 第4条に規定する支給の制限に関する事項
- (4) 死亡した区民に係る条例第9条に規定する災害障害見舞金の支給の状況
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

2 区長は、前項第2号に掲げる事項の調査について死亡した区民の死亡と災害との因果関係の調査につき必要があると認めるときは、専門的見地から学識経験者等の意見を聞くこととする。

(支給の決定および通知)

第8条 区長は、前条の規定による調査に基づき、パートナーシップ弔慰金を支給することを決定したときは品川区パートナーシップ弔慰金支給決定通知書(第2号様式)により、弔慰金を支給しないことを決定したときはその旨を品川区パートナーシップ弔慰金不支給決定通知書(第3号様式)により、速やかにその申請をした者に通知しなければならない。

(弔慰金の支給請求)

第9条 区長は、前条の規定によりパートナーシップ弔慰金の支給を決定したときは、支給対象者に、振込口座の通帳の写しを添付した品川区パートナーシップ弔慰金支給請求書(第4号様式)によりパートナーシップ弔慰金を請求させるものとする。

2 区長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに当該請求に係るパートナーシップ弔慰金を支払うものとする。

(支給決定の取消し)

第10条 区長は、パートナーシップ弔慰金の支給の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当した場合は、パートナーシップ弔慰金の支給の決定の一部または全部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段によりパートナーシップ弔慰金の支給を受けたとき。
- (2) パートナーシップ弔慰金の支給の決定の内容もしくはこれに付けた条件または法令に違反したとき。
- (3) 第4条2号に該当する支給があったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長がパートナーシップ弔慰金の支給を取り消すことが適当と認めたとき。

2 区長は、前項の規定による取消しをしたときは、速やかにその内容を、当該取消しの決定を受けた者に品川区パートナーシップ弔慰金支給決定取消通知書（第5号様式。以下「取消通知書」という。）により通知しなければならない。

（弔慰金の返還）

第11条 区長は、前条の規定によりパートナーシップ弔慰金の支給の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について、既にパートナーシップ弔慰金が支給されているときは、取消通知書により、期限を定めてその返還を取消しの決定を受けた者に命じなければならない。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、防災まちづくり部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年10月1日から適用する